

旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画 骨子案

令和7年8月
旭川市保健所保健予防課

旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画 骨子案

計画改定の趣旨

- 「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、感染症危機に対応するための平時の備えや感染症発生時の対策の内容を示すものとして平成28年3月に策定した。
- 今般、新型コロナウイルス感染症対応における課題等を踏まえ、政府行動計画、北海道行動計画が改定されたことに伴い、市行動計画の全面改定を行う。
- 新型インフルエンザのまん延防止に係る措置として市町村に求められている住民接種体制の構築については、市行動計画と一体で検討及び運用することが望ましく、市行動計画に組み入れガイドラインとして策定する。

現状・背景

- 新型コロナ対応では、市民の生命・健康だけでなく、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなり、感染症危機に対して社会全体で対応する必要があることが明らかとなった。
- 次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す。

計画の位置付け

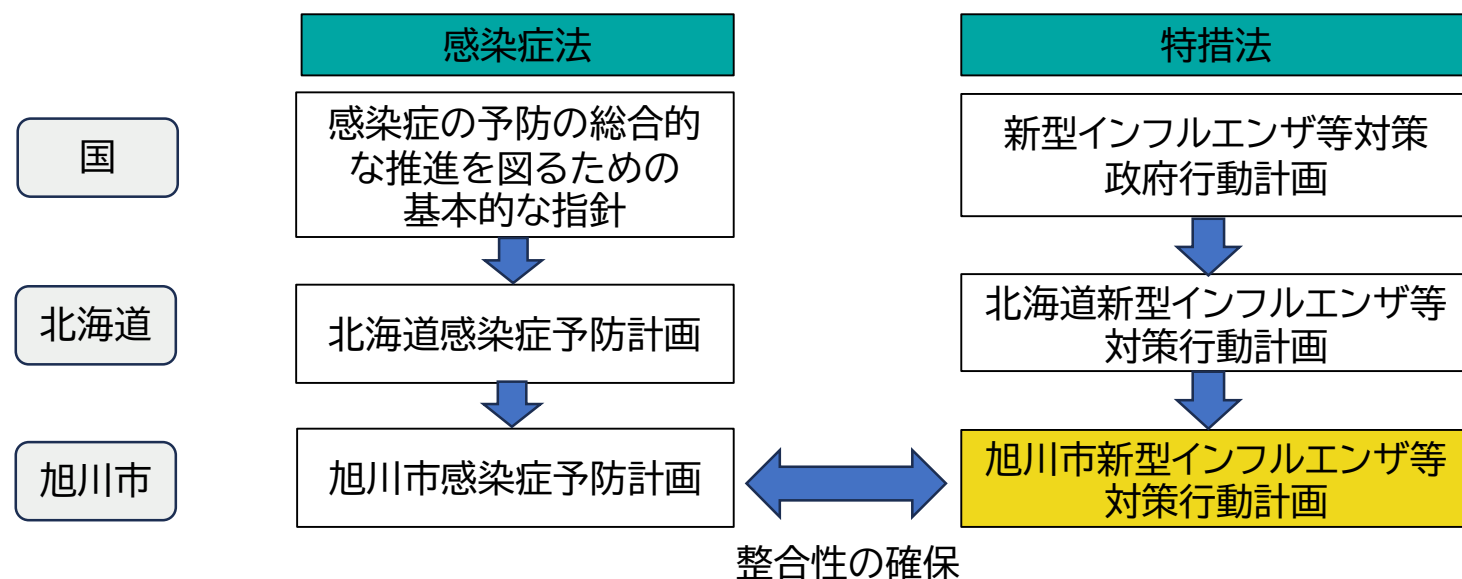
- 市行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、「旭川市感染症予防計画」（令和6年4月）等の関連計画との整合・調和を図り、計画を推進する。

施行日

令和8年3月

感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画

項目	旭川市感染症予防計画	旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画
目的	感染症の予防の総合的な推進を図る。	感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・経済に及ぼす影響を最小にする。
根拠法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）
対象	一類～五類感染症 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 *かかった場合の症状の程度が重篤であり、全国的かつ急遽なまん延の恐れがあるものに限る
所管省庁	厚生労働省	内閣感染症危機管理統括庁（R5.9設置）



市行動計画改定のポイント

新型インフルエンザ等 対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化する。

1 平時の準備の充実

- 平時からの実践的な訓練や研修を実施
- 病床確保や発熱外来の対応等について、北海道と連携・協力し、医療・検査体制を確保
- 庁内推進会議の設置や関係機関・団体等との連携体制を構築

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と 柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波がくることも想定して対策を整理
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

2 対策項目の拡充等

- 3期（準備期・初動期・対応期）に分けて設定
- 対策項目を6項目から13項目に拡充
（＊下線部が拡充項目）

①実施体制

②情報収集・分析

③サーベイランス

④情報提供・共有・

リスクコミュニケーション

⑤水際対策

⑥まん延防止

⑦ワクチン

⑧医療

⑨治療薬・治療法

⑩検査

⑪保健

⑫物資

⑬市民生活・地域経済

- 偏見、差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方などを整理
- 国が示した横断的視点や道独自の追記内容を踏まえ検討

市行動計画の対策項目（13項目）概要

①実施体制

- ・ 平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化を図る。
- ・ 有事には、必要に応じて市対策本部を設置し、緊急かつ総合的な対応を行う体制を確保する。

②情報収集・分析

- ・ 平時から効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析を行う。
- ・ 有事には、国によるリスク評価等を踏まえ、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策を実施する。

③サーベイランス

- ・ 平時からサーベイランス体制の構築やシステムの整備、感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施する。
- ・ 有事には、国の動きを踏まえ、必要なサーベイランスを実施するとともに、感染症の発生状況や感染症対策に関する情報を市民等へ迅速に提供する。

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 感染症危機下では、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがある。
- ・ 道や関係団体と連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有を行う。

⑤水際対策

- ・ 検疫所等と連携し、感染症の病原体の市内への侵入防止を図る水際対策を実施する。
- ・ 平時において国が実施する研修・訓練に参加すること等により、連携体制を構築する。

⑥まん延防止

- ・ 感染拡大のスピードやピークを抑制するため、適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止策を実施する。
- ・ 平時から、道や関係団体と連携し、基本的な感染対策などまん延防止策への理解促進を図る。

市行動計画の対策項目（13項目）概要

⑦ワクチン

- ・医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法について準備を進める。
- ・住民接種の体制整備については、後段のガイドラインに含め、規定する。

⑧医療

- ・道の計画に基づき、平時における道と医療機関の協定締結により、有事において感染症医療を提供できる体制を確保する。

⑨治療薬・治療法

- ・国は、有時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を行う。
- ・市は道と連携し、必要な協力を行う。

⑩検査

- ・平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を進め、有事に必要な検査体制を整備する。
- ・病原体の性状や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う。

⑪保健

- ・感染状況や医療提供体制の状況に応じた対策を実施し、住民の生命と健康を守る。
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化を行う。

⑫物資

- ・感染症対策物資等が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性。
- ・感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

⑬市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・国や道と連携しながら、有事に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・事業者や住民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

旭川市新型インフルエンザ等対策に係る住民接種ガイドライン（案）の概要

策定に係る経緯

特措法では、市町村行動計画に「住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置」を定めることが求められており、これを受け、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、市町村に対し、住民接種体制の構築を図ることが求められている。

策定根拠

新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領

規定する項目案	内 容
1 住民接種等の概要	新型インフルエンザ特別措置法及び予防接種法での規定、特定接種との違い、臨時接種の概要について示す。
2 住民接種の対象者	厚生労働省で想定している対象者について、対象区分、優先順位等の考え方を示す。 また、対象人数の試算について、厚生労働省の区分により算出する。
3 接種体制の概要	新型インフルエンザのワクチン製造から接種に至るまでの最短期間、現段階で想定される接種回数、接種間隔等の流れを示す。
4 接種体制の想定	旭川市の接種率を想定し、厚生労働省の要領等にも示されているワクチン製造期間から想定し、最大週2万本程度納入されるところとして、対象となる市民に対し、2回接種するスキームで接種体制の案を示す。
5 ワクチン管理及び供給	ワクチンの供給体制及び管理方法について、現在想定されている内容を規定する。

本ガイドラインは、市行動計画のワクチン接種に係る項目に関連した内容であり、市行動計画と整合性を図り、策定する。
また、市行動計画とともに検討及び運用するため、整合性を図り、一体として市行動計画に含め、策定する。

策定スケジュール

	R7年 8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月	4月
計画策定		素案作成				案作成		計画策定	
					パブリック コメント				
保健所 運営協議 会	第1回 計画(骨子案) に係る協議			第2回 計画(素案)に 係る協議					
市議会				民生常任委員会 計画(素案) 報告				民生常任委員会 計画策定報告	
庁内推進 会議				第1回 計画(素案)に 係る協議			第2回 計画(案)に 係る協議		